

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス※への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

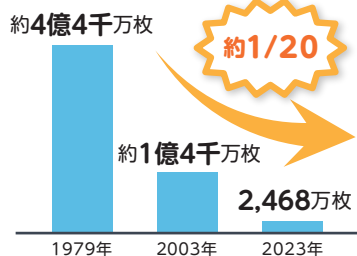


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



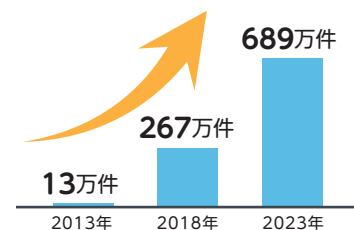
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

四国銀行

高知銀行

地元とともに
はだしん
幡多信用金庫

高知信用金庫

土佐信用組合

しっかりバンク
すくも商銀
SUKUMO SHOGIN
宿毛商銀信用組合

ろうきん

受取・支払
企業の双方に
メリット!



電子化で負担のない取引へ!

紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の
心配がなく、
災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分
だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!



電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP

1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP

2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP

3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定

